

酒パツクリサイクル促進協議会便覧

Vol.1 平成19年10月15日 発行

編集：NPO法人 集めて使うリサイクル協会

酒パツクリサイクル 促進協議会 発足!!

酒パックに代表されるアルミ付飲料用紙パックは、良質のパルプを使用しているもののその大部分が焼却処分されています。この問題を何とか解決しなければと、平成14年から紙パックメーカーと酒造メーカーとで「酒パツクリサイクル問題研究会」を立ち上げリサイクルのための各種取り組みを行ってきた。

そしてこの間容器包装リサイクル法の見直しがなされ、3R推進のため各業界も自主行動計画を立案、その達成が重要な課題になってきています。そんな中で酒パックに関わる事業者が、主体的にリサイクル推進に積極的に関わっていくということから、研究会から新たな名称と組織体制を整えた協議会として新発足することになりました。



第1回 酒パツクリサイクル促進協議会

と き：平成19年9月12日(水)
ところ：大阪市総合生涯学習センター

▼第1回酒パツクリサイクル促進協議会が、去る9月12日(水)大阪市立総合生涯学習センターにおいて約30社50名の参加の下に開催されました。

この協議会発足を機に入会された新メンバーも10社近くあり、各社のリサイクル促進にむけての考えや取り組みなどの熱心な意見交換がなされると同時に、新たに制定された協議会の会則および役員が、全員の拍手で承認されました。

今後清酒、焼酎メーカーのみではなく、ビールや洋酒などの業界団体にも広く参加を呼びかけていくこと、ならびに専門部会を作り機敏に対応していくことなどを確認して第1回の会合は、今後に期待を抱かず成果をあげて終了いたしました。

酒パツクリサイクル 促進協議会役員

会長 小野 博通
(日本酒造組合中央会)
副会長 平野 賢司
(日本盛)
同 大隈 信彦
(三和酒類)
運営委員 轟木 康市
(オエンホールディングス)
同 西村 善彦
(霧島酒造)
同 山下 正朋
(月桂冠)
同 中尾 雅幸
(宝酒造)
同 近藤 恭一
(白鶴酒造)
同 長谷川 浩
(印刷工業会・大日本印刷)
同 横尾 耕一
(印刷工業会・凸版印刷)
監査役 木内 真二
(日本酒造組合中央会)
同 白土 猛康
(印刷工業会)

事務局
集めて使うリサイクル協会
〒五四一〇〇四三三
大阪市中央区高麗橋一三四
小池高麗橋ビル
電話〇六六二〇九七二五五

「酒パックリサイクル活動経過」

■平成10年 容器メーカー工場損紙の流れ調査／酒造メーカー充填損紙の流れ調査

■平成11年 印刷工業会液体カートン部会(7社)とアルミ付飲料容器リサイクルプロジェクト

アルミパック受入れ可能な製紙工場の協力体制を作った。

(関東・東海地区：静岡県 信楽製紙／近畿・中国地区：兵庫県 西日本衛材／九州地区：大分県 大分製紙)

■平成12年 回収ボックス開発 酒販店での回収実験(熊本・岐阜・大阪)



■平成13年 エコ酒屋(熊本・宮崎・岐阜 計21店舗)

熊本小売酒販組合傘下の酒販店店頭で統一の酒パック回収ボックスを設置、回収スタート。集まった酒パックは「熊本障害者労働センター」が紙漉き原料として活用。

取組を全国小売酒販組合中央会の機関紙「酒販通信」や日経ほかの新聞に取り上げられる中で、各地の酒販組合や積極的な酒販店から「エコ酒屋」参加店が現れてきた。



■平成14年 酒造メーカーと「酒パックリサイクリング問題研究会」設立

エコ酒屋(熊本・宮崎・岐阜・東京 計52店舗)

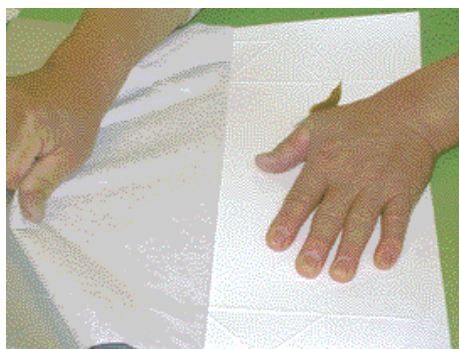
各地での活動の拡がり

毎年出展している各地の環境展や東京のエコプロダクツ展での情報発信活動や、以後の左記のような取組により、各種の波及効果があらわれてきている。



・宮崎小売酒販組合や高槻小売酒販組合、南但小売酒販組合、小平市エコ酒屋などは、それぞれ行政の協力を得て、行政の広報紙等で市民に協力の呼びかけを行った。

・またこの活動の中から障害者作業所では、アルミ剥離によつて酒パックの商品価値が約2倍になることから、アルミ剥離を含めた事業として参画するところが拡大してきている。



・愛知・日進市のように当プロジェクトを知つて、酒パックの行政回収に乗り出すところが出てきた。

・スーパー店頭でも盛岡市のジョイイスのように酒パック専用回収ボックスを設置して、地元作業所と連動したり、アルミ付、アルミなしの紙パック混合収集をスタートさせたところもある。



・自治体においても、ごみ減量の観点から、高槻市のようにエコ酒屋に酒パック回収を委託事業とするところも現れて来た。



■平成19年 エコ酒屋(1道1都2府27県に310店舗)

酒パブリックサイクル促進協議会 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、酒パブリックサイクル促進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、事業者と市民団体が協働し、酒パックを主体に、アルミを利用する飲料用紙パック及びアルミを利用しない飲料用紙パックのリサイクルを促進するために、回収率の向上等について自主的取り組みを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 酒パックの市場回収・リサイクルのためのシステム開発
- (2) 酒パック回収率の向上に関する調査研究
- (3) 酒パブリックサイクルについて

の普及・啓発

(4) 行政機関・関連業界団体等への酒パブリックサイクル促進のための要請および建議

(5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(構 成)

第5条 本会は、原則として酒パックを利用または製造する企業・団体及び、本会の目的に賛同した者をもって組織する。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

(退 会)

第7条 会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって会長に提出しなければならない。

第4章 組織および役員等 (役員及び定数)

第8条 本会に次の役員等を置く。

会長1名 副会長2名以内

運営委員8名以上15名以内
監査役2名以内

(役員を選任・会務)

第9条 運営委員(8名以上15名以内)及び監査役(2名以内)は定期総会において選出する。

但し、監査役は会員外から任命することができる。

(1) 運営委員会において運営委員のうちから会長・副会長を互選する。

第10条 役員会の会務を次の通り定める。

(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 運営委員は随時運営委員会を開催し、本会の主要業務を審議する。また、運営委員会が判断し、各種部会をおくことができる。

(4) 監査役は本会の会計を監査し、また運営委員の会務の執行状況を監査する。総会に監査報告をおこなう。

(役員等の任期)

第11条 本会の役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

退職・異動等の事情による任期途中の役員等の交代については、退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

第5章 会議・総会および会計 (事業年度)

第12条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(定期総会・全体会議)

第13条 定期総会を含め原則年3回の全体会議を開催する。

(1) 年度初の全体会議は定期総会とする。定期総会において前年度の活動報告、決算報告、及び予算報告等を行う。以後、全体会議・臨時総会は必要に応じ、会長が召集する。

(2) 総会の議長は会長が行う。但し議長を副会長若しくは運営委員に会長が指名することが出来る。

(3) 定期総会の成立は出席人数を問わない。決議事項につ

いては議決権を有する定期総会出席者の1/2以上の賛成を必要とする。議決権は1会員1票とする。

(会 費)

第14条 会費は必要額を運営委員会の議決により決定し、会員より徴収する。

(事務局)

第15条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

(1) 事務局はNPO法人集めて使うリサイクル協会に委嘱する。

(その他)

第16条 この会則に規定のないものの追加、記載事項の修正等が必要な事項については運営委員会で検討し、総会に諮る。

附 則

この会則は平成19年8月1日から実施する。